

「国内放送番組の種別の基準」

国内放送番組の編集にあたっては、個々の番組について以下の種別を適用する。

(1) 教養番組

一般的教養の向上を目的とする放送番組

(2) 教育番組

学校教育または社会教育を目的とする放送番組

(3) 報道番組

ニュースおよびニュース解説など時事に関する報道を目的とする放送番組

(4) 娯楽番組

娯楽を目的とする放送番組

なお、ひとつの番組が種別の複数の要素を併せ持つ場合は、複数の種別を適用した分類を行う。